

別紙2

保険業法施行規則（平成八年二月二十九日大蔵省令第五号）

改正案		現行	
<p>(略)</p>	<p>主要な業務の状況を示す指標</p>	<p>(略)</p>	<p>主要な業務の状況を示す指標</p>
<p>(略)</p>	<p>一 保険種目の区分ごとの正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額                  二 保険種目の区分ごとの受再正味保険料の額及び支払再保険料の額                  三 保険種目の区分ごとの解約返戻金の額及び保険引受利益の額                  四 保険種目の区分ごとの正味支払保険金の額及び元受正味保険金の額                  五 保険種目の区分ごとの受再正味保険金の額及び回収再保険金の額</p>	<p>(略)</p>	<p>一 保険種目の区分ごとの正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額（新設）                  二 保険種目の区分ごとの解約返戻金の額及び保険引受利益の額                  三 保険種目の区分ごとの正味支払保険金の額（新設）</p>
<p>別表（第五十九条の二第二項第三号八関係（損害保険会社））</p> <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）                  第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。                  一・二（略）                  三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項                  イ・ロ（略）                  八 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標として別表に掲げる事項                  二（略）                  四・五（略）                  2（略）</p>		<p>別表（第五十九条の二第二項第三号八関係（損害保険会社））</p> <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）                  第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。                  一・二（略）                  三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項                  イ・ロ（略）                  八 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標として別表に掲げる事項                  二（略）                  四・五（略）                  2（略）</p>	